

いつかは来る大地震

世界の地震の約2割が発生するという有数の地震国・日本では、今世紀前半にも大規模な地震が起こるであろうと言われています。東海沖では、安政東海地震(1854年)から約150年間大地震が発生していないため、プレートに相当の歪みが蓄積されていると考えられています。東南海・南海地震については、概ね100~150年の間隔で発生し、さらに過去の発生傾向を見ると東海地震と同時発生しており、被災範囲が広域にわたると予想されています。また、東京都では、M7.0以上の南関東直下型地震が発生した場合、死者7,000人以上、負傷者15万人以上、帰宅困難者300万人以上、倒壊家屋15万件以上、被害総額約82兆円の被害を予測しています。

建物の安全性

日本の耐震技術は、数々の地震の被害を教訓にして進歩・発展してきました。現在の建築基準である新耐震設計法は、広範な耐震設計法の研究成果をもとに、1981年から施行されました。いわゆる「新耐震」と呼ばれるこの現行の設計法は、動的な考え方を大幅に取り入れ、比較的頻度の高い中規模地震と、極めてまれな大規模地震を考慮した2段階の構造設計を行っています。

阪神・淡路大震災の建物の被害状況を見ると、この1981年がターニングポイントとなっています。倒壊した建物内、約95%が新耐震法以前の建物で、一方、これ以降に建てられた建物は、約86%が小破以下であるという調査結果もあり、建物の安全性では竣工年が重要なファクターであることがうかがえます。

日本には、新耐震法以前の建物が現

在でも多く存在し、住宅総数の約50%に上る2,121万戸がこれに当たるというデータも公表されています(右下表参照)。今後、大規模地震が発生した場合、過去の教訓からも多大な損害が発生することが容易に想定できます。この現状を踏まえ、政府は1996年に耐震改修促進法を施行。補助や融資制度を整備し、改修促進を図っています。また、自治体によっては、無料の耐震診断や、改修工事の一部補助などの対応をしているところもあります。

個人の地震保険

阪神・淡路大震災では、新耐震法以降の建物であっても、約35%の建物で何らかの損害が生じました。その当時、震災にあった地域で、地震保険に加入していた世帯はわずか約3%でした。

地震によって被る損失を、経済的に

回復する最も良い手段は、保険による補償を受けることです。しかし、これらの地震による損害や損失は、火災保険では補償されません。

地震による損害は、一度に巨額な保険金の支払いを保険会社に負わせます。例えば、関東大震災による保険金支払いに対して、日本の保険会社は資金がなく、政府から不足資金の借入れをしましたが、これを完済できたのは第二次世界大戦の後のことでした。

このため、日本を含む世界の保険会社は、火災保険などの保険だけでは地震損害を補償しない(免責する)こととしています。従って、保険で地震による損害補償を受ける場合は、火災保険等とは別個に地震保険をつけなければなりません。

しかしながら、先に述べたように、地震保険は保険会社を揺るがすほどの巨額な保険金の支払いをもたらすため、日本の保険会社は地震保険の引受けをしてきませんでした。このような事態に対し、国民の生活保護の観点から、1964年の新潟大地震を契機として、政府が保険会社を支援する形で国民に地震保険を提供することが決定されました。これに基づき、個人の住宅と家財に対しては、民間保険会社が一定限度の地震保険を引き受け、その引き受けた保険の大部分について国が保険会社を補償する(これを再保険と言います)、現在の地震保険の制度が誕生。本年度は、政府と保険会社の補償を合計して、4兆5000億円までを補償することができるとなっています。

また、建物の耐震性能の向上に伴い、2001年には地震保険の料率が改定されています。新耐震法以降の建物であれば10%割引、また、耐震等級に応じた3段階の割引規定も設けられました。これにより、個人にとって、以前よりも地震保険が身近なものになりつつあります。

地震リスクの 豆知識

—過去の教訓から学ぶこと—

第4回

オフィスマネジメント——リスクとその解決策

企画/Aonグループ 株式会社サンテイ 東京営業部

企業の地震保険

地震による個人の住宅と家財に対する損害については、前述のように政府のバックアップがあります。しかし、この制度は、企業の所有する建物やその収容物、ならびにこれらの物が損害を受けることに伴って生ずる営業活動中断による損失には適用されません。

企業は、通常の民間ベースの地震保険による補償を期待するしかないので、日本はもとより世界の保険会社は、すでに引き受けている地震保険に対する補償金額だけで、引受能力が一杯です。新たに引き受けられる余裕は非常に少なく、また、特に関東、東海地域については高額な物件が集中しているため、この傾向が強いという実態にあります。従って、企業が地震保険をつける場合は、あらかじめ十分時間を持って、各保険会社と専門的に折衝することができる能力を持った保険代理店や保険ブローカー(仲立人)に相談することが必要となってきます。

“備えあれば”の重要性

地震に際し、お客様や従業員の人命確保はもちろんですが、それに次いで重要なことは、企業財産や売上への影響を最小限に抑え、短期間で復旧し、事業を継続することです。事業中断に伴う間接損害は、財産を失う直接損害とは比較にならないほど大きなものです。財務に与える影響を軽減し、コストの平準化を図るためにも、保険を含めた対応を検討する必要があります。

また、これに併せて、耐震性の強化、機械設備・什器の固定、定期的な防災訓練の実施などの事前対策、災害対策本部の設置、負傷者救援、二次災害の予防などの緊急時対策、そして迅速に平常の状態に戻すための復旧対策とい

株式会社サンテイとは

株式会社サンテイは、世界の二大保険ブローカー・リスクマネジメント コンサルティング グループの一つ、アメリカ・シカゴに本部を置くエーオン グループの一員です。また、生駒シービー・リチャードエリス株式会社と業務提携しており、建物などの資産、企業をめぐるいろいろな賠償責任などに関する各種保険、ならびに最近日本でも重要視されてきている企業におけるリスクマネジメントのコンサルティングサービスをご提供しております。

株式会社サンテイは、エーオン グループが持つ全世界における保険やリスクマネジメントに関する最新の情報の中から、日本の企業のお役に立つものを、本誌を通じてご紹介しております。

エーオングループの概要

持株会社	エーオン コーポレーション(アメリカ・シカゴ)
従業員数	55,000人
事業所数	世界125カ国、600カ所
総資産	253億ドル
総収入	88.2億ドル

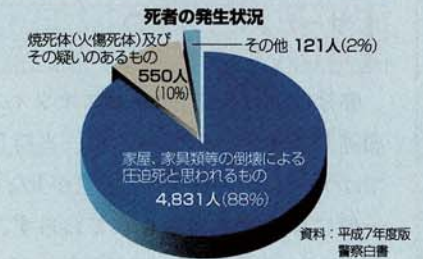
った「危機管理体制」を事前に構築することも重要です。

弊社では、リスクマネジメント・サービスとして、PML(予想最大損害額)に基づくリスクの測定、リスクの対応方法の紹介、リスクの引受手である保

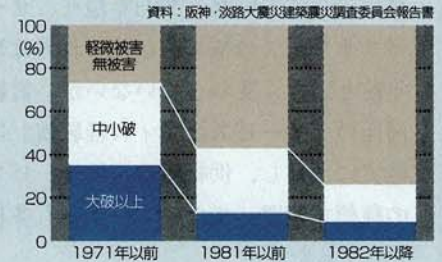
険会社の選定といったプロセスも含めた、総合的な診断サービスを提供しています。近い将来起こるといわれる大規模地震に備えて、このようなサービスの利用を検討してみたいはいかがでしょうか。



阪神・淡路大震災における被害等の状況



建築物の被害状況(建築年別)



建築時期別の住宅ストックの割合(全国) 資料：1998年住宅・土地統計調査

